

社会福祉法人青梅福祉会 評議員・役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青梅福祉会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(異議)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、次の各号に定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (2) 役員は、定款第15条により理事及び監事をいう。
- (3) 報酬とは、その職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、定款8条に定めがあるものの、評議員会等に出席の際、予算の範囲内で、別表に基づき支給する。

- 2 役員の報酬は日額とし、理事会等に出席の際、予算の範囲内で、別表に基づき、支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1項、第2項、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

(出張旅費)

第6条 評議員・役員が、理事長の命を受けて出張する場合は、社会福祉法人青梅福祉会役員及び職員の旅費等の支給に関する規程により報酬及び旅費等を支払うものとする。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(既定の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(附則)

- 1 この規程は、平成29年6月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 本変更条項（報酬の額）は2024年6月6日、理事会の承認により成立し、2024年6月1日から遡って適用する。

別表 評議員・役員の報酬

名 称	報 酬
理事会等出席報酬日額	7,000 円